

連載

間違えやすい

消費税の取引 早分かり講座



No.9 同じ勘定科目でも消費税の取扱いが異なる場合

税理士 佐藤充宏

には、消費税については軽減税率8%が適用されます。

また、買い物時に、一定のアルコール飲料を購入した場合であれば、10%の消費税率となります。そして、有料でレジ袋を購入したのであれば、こちらも消費税率は10%です。

いろいろな場面で支払いをした際に、経理処理上は同じ勘定科目でも、消費税率分や税率が異なるケースがあります。そこで今回は、こうした事例をいくつかご紹介しましょう。

せん。

■会議費・福利厚生費

打合せによる食事をしたり、たまに従業員へ福利厚生として飲食料を支給する場合がありますが、このような場合にはどのような消費税の取扱いとなるのでしょうか。飲食店での飲食であれば、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させるという役務の提供を受けているため、消費税の税率は10%となります。しかし、打合せとして、または福利厚生による従業員への慰労の一環として、軽食料品と飲料をコンビニやスーパーで買った場合

その他にも、福利厚生費については、従業員の人間ドック等の健康診断費用は課税仕入となり、従業員に対して冠婚葬祭のために現金を渡す場合には消費税は不課税仕入となります。

■交通費

海外出張のために交通機関や空港等を利用する場合には、注意が必要です。例えば、日本国内から成田空港までの交通費は消費税は課税仕入となりますが、成田空港から海外へ飛行機の利用による旅費は免税仕入となります。

また、国内空港の施設利用料については課税仕入ですが、外国によって法律上徴収されることとなっている海外

■仕入

仕入というと、商品や材料等を仕入れるために、全て課税仕入と考えてしまいがちですが、仕入の内容によっては注意が必要です。運送に係る保険料や、海外から商品を仕入れる場合に発生する、国際運賃に該当する航空運賃や船賃、関税等は消費税が課税されま

た、また、国内空港の施設利用料については課税仕入ですが、外国によって法律上徴収されることとなっている海外